

平成30年北海道胆振東部地震における民間賃貸住宅借上げ実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、平成30年北海道胆振東部地震における災害（以下「当該災害」という。）により、住居を失い、又は使用することができず、自らの資力では住居を確保することができない者（以下「被災者」という。）に対して、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の応急仮設住宅として、札幌市（以下「市」という。）が、市内にある民間賃貸住宅を借上げ（以下「借上げ住宅」という。）、提供するために必要な事項を定めるものである。

（入居対象者）

第2条 借上げ住宅に入居できる者は、当該災害時（平成30年9月6日時点）において、北海道に居住する者であって、次の（1）から（3）のすべての要件を満たす者とする。

（1） 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失により居住する住家がない者
- ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど（※1）、長期にわたり（※2）自らの住居に居住できない者

※1 「など」には、雨が降れば避難指示等ができるような場合を含む。

※2 「長期にわたり」とは、対策に1ヶ月以上かかり自らの住居に居住できない場合を指す。

- ③ 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、土地の液状化等の被害により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない者

（2） 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

（3） 法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者

（借上げ住宅の要件等）

第3条 別紙「札幌市民間賃貸住宅借上げ要件」に適合し、市が借上げ住宅として被災者に提供することに貸主が同意した住宅とする。

（経費の負担）

第4条 借上げに必要な経費として市が負担する経費は、家賃・共益費・退去修繕負担金・礼金・仲介手数料・火災保険料等、借上げ住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る。

（入居手続き等）

第5条 市は、借上げ住宅への入居手続きなどに必要な事項については、「平成30年北海道胆振東部地震における借上げ住宅の入居に係る取扱要領」として別に定めるものとする。

（その他）

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

(別紙) 札幌市民間賃貸住宅借上げ要件

<p>家賃(※1)</p>	<p>1住居への入居人数(※2)に応じて、次の金額を上限とし、上限額を超える物件は、借上げの対象とはならない。</p> <table border="1" data-bbox="477 367 960 551"> <thead> <tr> <th>入居人数</th> <th>月額上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>2～4人</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>111,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 共益費を含む。ただし、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る。 ※2 入居予定期間中に、小学校入学年齢に達しない児童(以下「未就学児」という。)は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は1人あたり0.5人(小数点以下切り上げ)として換算する。 (例) 未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人</p>	入居人数	月額上限額	1人	70,000円	2～4人	93,000円	5人以上	111,000円
入居人数	月額上限額								
1人	70,000円								
2～4人	93,000円								
5人以上	111,000円								
<p>退去修繕負担金</p>	<p>家賃の2ヶ月分以内 ※ 退去時における原状回復(通常損耗、経年劣化を含む)に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。</p>								
<p>礼金</p>	<p>家賃の1ヶ月分以内</p>								
<p>仲介手数料</p>	<p>家賃の0.54ヶ月分以内</p>								
<p>火災保険料等</p>	<p>実費</p>								
<p>借上げ住宅への入居期間</p>	<p>入居日から2年以内とする。</p>								
<p>その他条件</p>	<p>○ 耐震性が確認されているものに限る。 原則として、昭和56年6月1日以降に建設された住宅。 その他の場合は、同等の耐震性があることについて確認されていること。 ○ 付帯設備として、給湯設備、暖房設備を備えているものとする。(入居者が希望しない場合は、この限りではない。)</p>								